

議 事

# 報 告 事 項

報告第16号

委員の変更について

委員の変更について下記のとおり報告する。

平成16年1月22日報告

南部町・南部川村合併協議会  
会長 山田五良

委員の変更について

(旧委員)

南部川村 4号委員 瀧川 博己

(新委員)

南部川村 4号委員 古谷 利具

報告第 17 号

合併準備室の設置について

南部町・南部川村合併準備室設置規程により合併準備室を設置したので報告する。

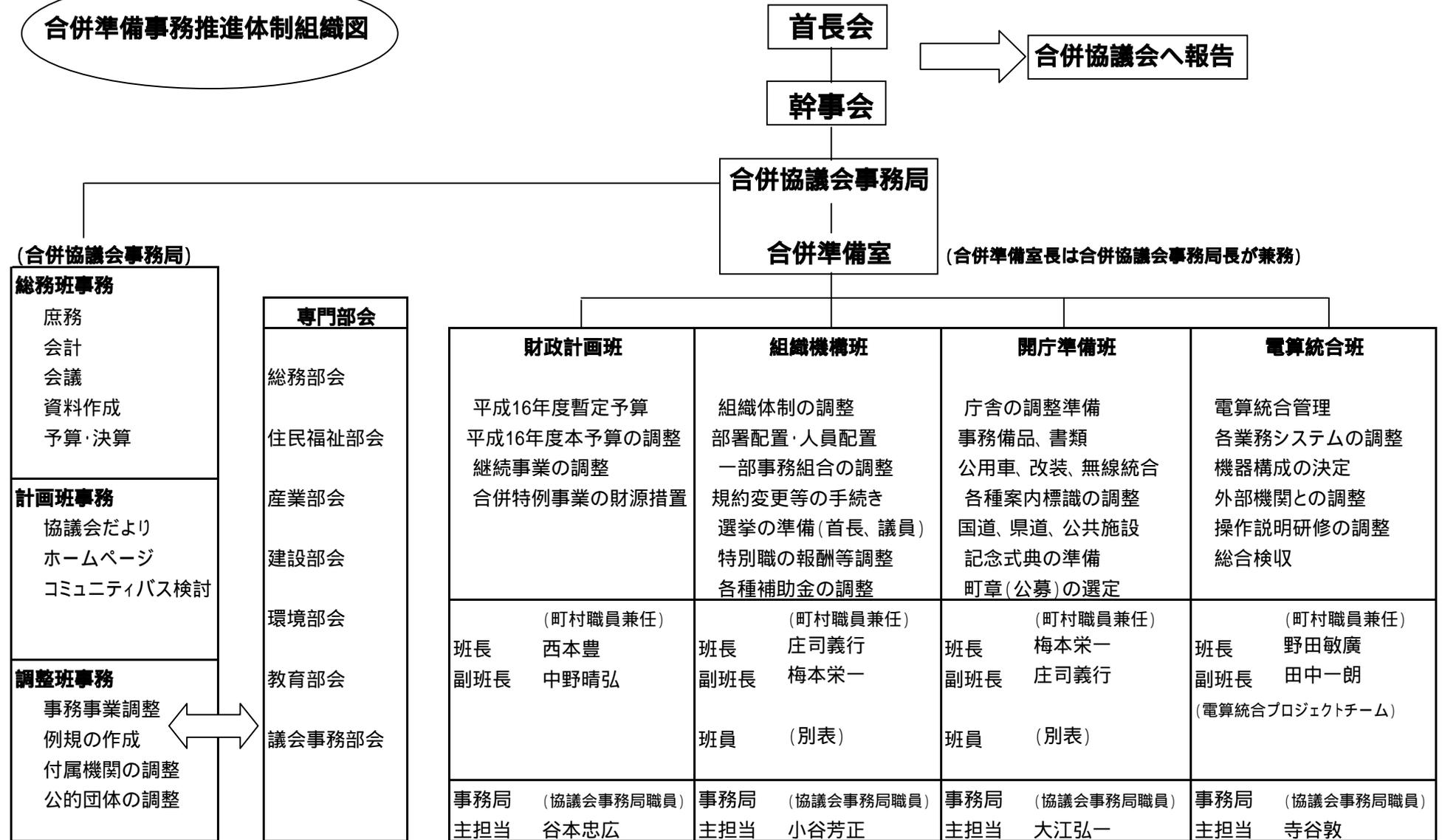
平成 16 年 1 月 22 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

議案 12 号 合併準備室の設置について	
承認事項	南部町・南部川村合併準備室設置規程 (平成 15 年 11 月 25 日 承認)
報告事項	南部町・南部川村合併準備室を平成 16 年 1 月 6 日付で設置した。 合併準備室は財政計画班、組織機構班、開庁準備班、電算統合班の 4 班構成で、事務局は南部町・南部川村合併協議会事務局が兼任する。

合併準備事務推進体制組織図



## 開庁準備班

班長  
副班長梅本栄一  
庄司義行

事務局主担当

大江弘一

業務名	業務概要	人員数	構成員			
			南部町		南部川村	
町章公募	町章の公募、選考、決定、町旗作成	4名	峯敏明	児玉和子	富山勝	寺本敦子
合併関連行事	合併前 閉庁式、閉町村式の企画調整 合併後 開庁式、合併記念式典の企画 記念イベントの企画	8名	片井昌平	吉澤一男	石橋勝	中村弘美
住民周知業務	住民へのお知らせ、新町パンフ作成	2名	山下浩昭	汐崎啓治	林秀行	中家ひろみ
新町準備物とりまとめ	合併時に即、事務に必要な物品等 各専門部会で抽出 公印、印鑑カード、単車ナンバー、印刷物、etc  (行政調整会議専門部会の事務調整と調整)	24名 各課1名	総務課	泰地正幸	総務課	鴨本博基
			企画室	四斗邊京子	住民課	楠谷隆夫
			町民課	植本睦美	税務課	野中直弘
			保健福祉課	尾崎 聡	環境課	桂弘文
			出納室	田中重美	産業課	和田佳秀
			産業振興課	古居悦子	うめ課	船谷長弘
			建設課	木田勝紀	建設課	中島和夫
			都市計画課	中松啓次	出納室	前田伊久雄
			生活環境課	井上博昭	学校課	岩本ひろみ
			教育課	庄司哲朗	生涯課	前田一樹
			生涯学習課	三尾 治	議会事務局	東川智奈美
図書館	宮崎裕司					
議会事務局	峯 敏明					
庁舎準備業務	議場改修(14席 16席)・組織機構の変更による改修計画、施工・第一庁舎(第二庁舎)、保健センターほか・引越し計画の作成・ 庁舎管理	6名	栗山光夫	泰地正幸	伏見文雄	谷前政宜
行政案内看板・標識改修	公共施設看板、道路案内標識の改修	4名	坂口好文		西口文治	
防災行政無線統合	第一庁舎と第二庁舎間の設備接続	2名	井上弘	小西利博	吉本正二	櫻本孝美
情報系電算の統合	インターネット、グループウェアの統合(文書管理関連)	4名	中野晴弘		田中一朗	
			松根 伸	片井登志枝	瀧川昇	鎌倉孝行

## 組織機構班

班長  
副班長庄司義行  
梅本栄一

事務局主担当

小谷芳正

業務名	業務概要	人員数	構成員			
			南部町		南部川村	
新町選挙の準備	首長選挙、議員選挙の準備	4名	仲啓一	高井弘子	鴨本博基	武市梓
一部事務組合の調整	環境衛生組合の処理、各種一部事務組合の変更手続	6名	汐崎啓治	仲啓一	久保正一	長滝勉
			永岡幸男		裕崇	

	電算分類	プロジェクト(業務名)	氏名	市町村名	課室名	
1	住記関連	住民記録・戸籍	中島知子	南部川村	住民課	
		住民記録・戸籍	畑野亜季	南部川村	住民課	
		住民記録・戸籍	岡村佳子	南部町	町民課	
		住民記録・戸籍	森本順子	南部町	町民課	
2	税関連	住民税(法人税含む)	野中直弘	南部川村	税務課	
		住民税(法人税含む)	野田敏廣	南部町	町民課	電算統合管理チーム
3		固定資産税・住登外管理	大川 崇	南部町	町民課	
		固定資産税・住登外管理	木村周平	南部町	町民課	電算統合管理チーム
		固定資産税・住登外管理	大野智哉	南部川村	税務課	電算統合管理チーム
4		国民健康保険税(資格・税)	田中一朗	南部川村	住民課	電算統合管理チーム
		国民健康保険税(資格・税)	和田浩司	南部川村	税務課	
		国民健康保険税(資格・税)	柴田一人	南部町	保健福祉課	
		国民健康保険税(資格・税)	池端 明	南部町	町民課	
5		軽自動車税	(和田浩司)	南部川村	税務課	
	軽自動車税	(木村周平)	南部町	町民課		
6	収納消込・口座	(和田浩司)	南部川村	税務課		
	収納消込・口座	植本睦美	南部町	町民課		
7	介護保険	寺本敦子	南部川村	住民課		
	介護保険	高田幸平	南部町	保健福祉課		
8	民生関連	国民年金	堀口勝	南部川村	住民課	
		国民年金	(森本順子)	南部町	町民課	
		国民年金	稲田久里子	南部町	町民課	
9		児童手当・保育料	楠谷隆夫	南部川村	住民課	
		児童手当・保育料	鳥本みやぎ	南部町	町民課	
10		医療費関連	マル老・老健等	尾崎 聡	南部町	保健福祉課
	マル老・老健等	(田中一朗)	南部川村	住民課		
11	委員会関連	選挙・農業委員会選挙	鴨本博基	南部川村	総務課	
		選挙・農業委員会選挙	泰地正幸	南部町	総務課	
12		農家台帳	小西利博	南部町	産業振興課	
		農家台帳	瀧川 昇	南部川村	産業課	
13	財政関連	財務会計・起債管理	西本 豊	南部川村	総務課	
		財務会計・起債管理	中野晴弘	南部町	総務課	
		財務会計・起債管理	(泰地正幸)	南部町	総務課	電算統合管理チーム
		出納	前田伊久雄	南部川村	出納室	
		出納	田中重美	南部町	出納室	
14	人事関連	給与・人事管理	(中野晴弘)	南部町	総務課	
		給与・人事管理	片井登志枝	南部町	総務課	
		給与・人事管理	谷前政宜	南部川村	総務課	
		給与・人事管理	栗山友味	南部川村	総務課	

15	事業関連	水道料金(企業会計)	平井由紀美	南部町	生活環境課	
		水道料金(企業会計)	前田善伸	南部川村	環境課	
16		農業集落排水	新谷典子	南部川村	環境課	
		農業集落排水	高井弘子	南部町	都市計画課	
17		文書管理	(中野晴弘)	南部町	総務課	
		文書管理	鎌倉孝行	南部川村	総務課	電算統合管理チーム
18	その他	健康管理	大谷佐良子	南部川村	住民課	
		健康管理	土井幸代	南部町	保健福祉課	
19		住宅新築資金等貸付	(中野晴弘)	南部町	総務課	
20		公営住宅使用料	中嶋和夫	南部川村	建設課	
		公営住宅使用料	木田勝紀	南部町	建設課	
21		幼稚園管理	庄司哲朗	南部町	総務学校教育課	

報告第 18 号

新町の町章について

「みなべ町」町章について報告する。

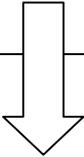
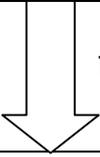
平成 16 年 1 月 22 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

協議第 9 号 旧町村の慣行の取扱いについて	
確認事項	新町の町章・町民憲章・花、鳥、木・町歌については、合併までに調整し、新町において新たに定める。  (平成 15 年 1 月 23 日 第 3 回協議会確認 )
報告事項	町章については、印鑑条例に基づく印鑑登録証、各種証明書、その他印刷物等に幅広く活用されるため、新町発足までに選定し、新町において告示する。  ( 1 ) 町章選定方法 町章図案募集要項を作成し、一般公募により町章デザインを募集して、合併協議会において選定する。  ( 2 ) 選定スケジュール 平成 16 年 7 月を目標に選定作業を行う。

## 町章選定スケジュール（案）

時 期	作業スケジュール
平成 16 年 1 月	町章募集応募用紙、 募集広報準備、マスコミ等への報道依頼
2 月	公募開始（平成 16 年 2 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで） 
3 月	公募期間（2 ヶ月）
4 月	応募作品の整理、集計 協議会だより、ホームページ等で報告 図案選定委員会の設置 選定委員会の開催（随時）
5 月	町章候補作品の絞込み 協議会へ意見を付して報告（5 点以内） 協議会だよりに掲載
6 月	 協議会委員による検討
7 月	選定委員会の意見を基に合併協議会で選定（決定） 町章図案の発表
8 月	町章デザインの調整 新町印刷物の準備 町旗の作成
9 月	町章デザインの報告（合併協議会） 協議会だよりによる住民広報
10 月	町章の告示（合併） 合併記念式典 町章図案採用者等への賞品授与

## 「みなべ町」町章図案募集要項（案）

### （趣旨）

第1条 この要項は南部町と南部川村が合併して、平成16年10月1日に誕生する「みなべ町」の町章を募集して、「みなべ町」のまちづくりの基本理念である「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」に相応しい町章を制定することを目的とする。

### （募集する町章）

第2条 募集する町章は次のとおりとする。

- （1）「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」に相応しい町章図案であること。
- （2）町旗、バッジ等にも使用できる図案であること。
- （3）用紙の地色を含めて4色以内とする。なお、グラデーションは不可とする。
- （4）自作の未発表作品に限る。

### （募集方法）

第3条 募集方法は公募とする。

### （応募方法等）

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- （1）応募資格は問わない。また、同一人の応募は、何点でも可能とする。
- （2）締切日は、平成16年3月31日（水）とする。（必着）
- （3）応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA-4白色用紙を縦長にして使用し（天地を明示する）用紙1枚につき1作品とする。
- （4）応募に当たっては、図案の趣旨、住所、氏名（ふりがな）年齢、性別、職業及び電話番号を用紙に記載すること。
- （5）応募は、持参又は封書による郵送とする。（電子メールによる応募は受付しません。）
- （6）応募先は、南部町・南部川村合併協議会（以下「協議会」という。）事務局とする。

### （選定方法）

第5条 応募された作品は、「みなべ町」町章図案選定委員会（以下「委員会」という。）において採用候補作品5点を選考し、協議会において選定する。

### （賞金）

第6条 応募された作品の中から、次の賞を決定し賞金を贈呈する。

- （1）最優秀賞（採用作品） 1点 300,000円
- （2）優秀作品 4点以内 各 50,000円

(結果発表)

第7条 協議会だより、ホームページ等で発表するとともに、入賞者には別途通知する。

(著作権等)

第8条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、協議会及び「みなべ町」に帰属する。
- (2) 応募作品は返還しない。
- (3) 採用作品については、一部補作・修正させていただくことや、モノクロで使用する場合がある。

(その他)

第9条 その他、「みなべ町」の町章の選定に関し必要な事項については、委員会で別に定める。

## 事務協議

### 「みなべ町」町章図案選定委員会設置要綱（案）

#### （設置）

第1条 「みなべ町」町章図案募集要項（以下「要項」という。）第5条の規定に基づき、「みなべ町」町章図案選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、要項第2条に掲げる「みなべ町」町章図案の中から、採用候補作品5点以内を選定する。

#### （組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）合併協議会委員である議会の議員各町村1名、学識経験者各町村1名
  - （2）合併協議会委員以外のもので、各町村が推薦するもの各2名
  - （3）デザインの知識を有するもの1名
- 計9名

#### （役員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長1名
  - （2）副委員長1名
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

#### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、南部町・南部川村合併協議会において処理する。

#### （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成16年 月 日から施行する。

コミュニティバスの検討について

コミュニティバスの検討について報告する。

平成 16 年 1 月 22 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

コミュニティバスの検討について	
確認事項	<p>新町まちづくり計画 (平成 15 年 1 月 25 日第 10 回協議会確認)</p> <p>(5) 重点プロジェクト <span style="float: right;">16 ページ</span></p> <p><u>中心市街地の魅力化と商業振興</u>... 『便利・安心・安全なまち』</p> <p>梅、炭、魚など他産業と商業の連携による商品・サービスの魅力化や、既存施設を有効活用したイベントの開催、若者の活動(音楽など)の空間(まちなかミニコンサート会場)の提供などにより、中心市街地の魅力化と商業振興を図ります。また、コミュニティバスの運行、公共施設の駐車場の休日開放などにより、中心市街地へのアクセスの確保を検討します。</p> <p>なお、コミュニティバスは、通園・通学や、住民サービス施設へのアクセスも担い、中心市街地と町内各地を連絡します。</p>
報告事項	<p>1. コミュニティバスの実施について検討を行う基礎資料として、地域の交通の現状を把握するため別紙のとおり「みなべ町のバスに関するアンケート」を実施する。</p> <p>2. 新町におけるコミュニティバス事業の実現化に向けて調査研究を行うことを目的に「コミュニティバス導入検討委員会」を設置する。</p>

## 事務協議

### コミュニティバス導入検討委員会規約（案）

#### （名 称）

第1条 この委員会は、コミュニティバス導入検討委員会と称する。

#### （目 的）

第2条 この委員会は、南部町と南部川村の2町村合併時におけるコミュニティバス事業の実現化に向けて調査・研究を行うことを目的とする。

#### （組 織）

第3条 この委員会は、委員、顧問をもって組織する。

#### （役 員）

第4条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

2 役員は委員の互選により選出する。

#### （役員の職務）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （委 員）

第6条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 南部町と南部川村の助役
- (2) 南部町と南部川村の教育長もしくは教育次長
- (3) 南部町と南部川村の総務課長
- (4) 南部町と南部川村の社会福祉協議会長
- (5) 南部町と南部川村の商工会長
- (6) 南部町と南部川村の区長会長
- (7) 和歌山県総合交通政策課長

#### （顧 問）

第7条 顧問は、次の者をもって充てる。

- (1) 国土交通省近畿運輸局和歌山陸運支局輸送課長

#### （会 議）

第8条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

#### （事務局）

第9条 委員会の事務を処理するため、南部町・南部川村合併協議会事務局に委員会事務局を置く。

#### （補則）

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この規約は、平成16年 月 日から施行する。

報告第 2 0 号

住民周知広報（手続き関係）について

住民周知広報（手続き関係）について報告する。

平成 16 年 1 月 22 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

住民周知広報（手続き関係）について	
確認事項	<p>新町の名称について 新町名称は『みなべ町』とする。 (平成 15 年 5 月 15 日 第 5 回協議会確認)</p> <p>字の区域及び名称の取扱いについて 字の区域及び名称については現行のとおりとする。但し、字の名称については「大字」の文字を削除した名称に変更する。 (平成 1 4 年 1 2 月 1 1 日第 2 回協議会確認)</p>
報告事項	<p>住所地の町村名等が変わることにより、公的機関等への届出・手続き等、住民生活に係わりのある事項について別紙（案）のとおり周知する。</p>